

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置）</p> <p>第二十二条 内部モデル方式採用行（新銀行告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用行をいう。）は、新銀行告示第二百七十五条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、損益要因分析テスト（新銀行告示第一条第九十一号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合においては、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置）</p> <p>第二十二条 内部モデル方式採用行（新銀行告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用行をいう。）は、新銀行告示第二百七十五条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>基準日から起算して一年を経過する日までの間は</u>、損益要因分析テスト（新銀行告示第一条第九十一号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。</p>